# 第5章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

公的年金制度は、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備えるための制度であり、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養である賦課方式を基本とした仕組みで運営されている。賃金や物価の変化を年金額に反映させながら、生涯にわたって年金が支給される制度として設計されており、必要なときに給付を受けることができる保険として機能している。

直近の公的年金制度の適用状況に関しては、被保険者数は全体で6,746万人(2018 (平成30)年度末)であり、全人口の約半数にあたる。被保険者の種別ごとに見てみると、いわゆるサラリーマンや公務員等である第2号被保険者等\*1が4,428万人(2018年度末)と全体の約65%を占めており学生や自営業者等である第1号被保険者やいわゆる専業主婦(夫)等である第3号被保険者はそれぞれ1,471万人、847万人(2018年度末)となっている。被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者等は対前年比70万人増で、近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者はそれぞれ対前年比34万人、23万人減で、近年減少傾向にある。これらの要因として、後述する被用者保険の適用拡大や厚生年金の加入促進策の実施、高齢者等の就労促進などが考えられる。

また、公的年金制度の給付の状況としては、全人口の約3割にあたる4,067万人(2018年度末)が公的年金の受給権を有している。高齢者世帯に関してみれば、その収入の約6割を公的年金等が占めるとともに、約5割を超える世帯が公的年金による収入だけで生活しており、年金給付が国民の老後生活の基本を支えるものとしての役割を担っていることがわかる。

公的年金制度については、2004(平成16)年の年金制度改革により、中長期的に持続可能な運営を図るための財政フレームワークが導入された。具体的には、基礎年金国庫負担割合の引上げと積立金の活用により保険料の段階的な引上げ幅を極力抑えた上で、保険料の上限を固定し、その保険料収入の範囲内で年金給付をまかなうことができるよう、給付水準について、前年度よりも年金の名目額を下げずに賃金・物価上昇の範囲内で自動的に調整する仕組み(マクロ経済スライド)が導入された。

保険料の段階的な引上げについては、国民年金の保険料は2017 (平成29) 年4月に、厚生年金(第1号厚生年金被保険者)の保険料率は2017年9月に、それぞれ完了した。これにより、消費税率の引上げ(5%→8%)による財源を充当した基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、公的年金制度の財政フレームは完成をみた。一方、給付面では、マクロ経済スライドについて、前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持しつつ、未調整分を翌年度以降に繰り越して調整するように、調整ルールの見直しが行われている\*²。

2020 (令和2) 年度の保険料水準は、厚生年金保険料率が18.3%、国民年金保険料が16,540円となっている。一方、同年度の給付水準は、厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額\*3) が月額220,724円、国民年金(1人分の老齢基礎年金(満

<sup>\*1 65</sup>歳以上70歳未満の厚生年金被保険者を含む。

<sup>\*</sup>**2** 第1節1 (2) 2) ①マクロ経済スライドによる調整ルールの見直しを参照。

<sup>\*3</sup> 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準である。

額)) が月額65.141円となっている。

# 第1節

# 持続可能で安心できる年金制度の運営

# 1 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

## (1) 2019年公的年金財政検証と今後の見通し

年金制度では、少なくとも5年に1度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の見通しやスライド調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証する「財政検証」を行っている。2004(平成16)年改正以前は、給付に必要な保険料を再計算していたが(「財政再計算」と呼ぶ)、2004年改正により、保険料の上限を固定し、給付水準の自動調整を図る仕組みの下で年金財政の健全性を検証する現在の財政検証へ転換した。

2019 (令和元) 年財政検証では、幅の広い6ケースの経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかということを幅広く示すことで、年金制度にとって何が重要なファクターなのか、また、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなど、様々な議論のベースを提供できる検証作業となるよう留意した。こうした財政検証の結果、経済成長と労働参加が進むケースでは、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準が確保できることが確認された(図表5-1-1)。

また、今回の財政検証とあわせて一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施した\*<sup>4</sup>。その結果、被用者保険の更なる適用拡大、就労期間・加入期間の延長、受給開始時期の選択肢の拡大といった制度改正を行うことが年金の給付水準を確保する上でプラスの効果を持つことが確認された。

<sup>\*4</sup> オプションの内容は以下の通り。

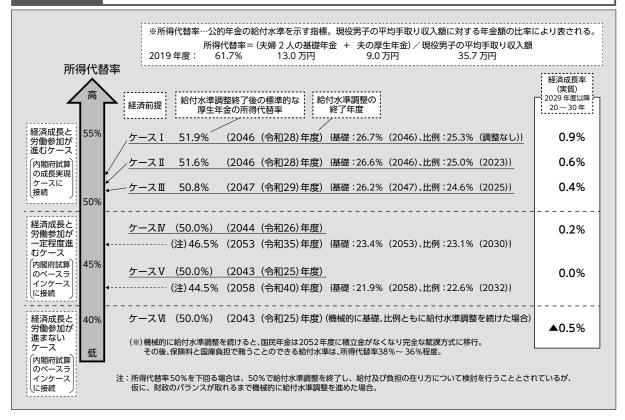
①被用者保険の更なる適用拡大

②保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

③組み合わせ試算

<sup>(</sup>参考試算) 年金額改定ルールの効果

## 図表 5-1-1 給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し (2019 (令和元) 年財政検証) - 幅広い複数ケースの経済前提における見通し (人口の前提:出生中位、死亡中位) -



## (2) 公的年金制度の最近の動向について

### 1 マクロ経済スライドの意義

マクロ経済スライドは、少子高齢化が進む中で、現役世代の負担が過重なものとならないように、保険料の上限を固定し、その限られた財源の範囲内で年金の給付水準を徐々に調整する仕組みとして導入されたものであり、賃金・物価がプラスの場合に限り、その伸びを抑制する形で年金額に反映させるものである。マクロ経済スライドによる調整をより早く終了することができれば、その分、将来年金を受給する世代(将来世代)の給付が高い水準で安定することになる。

## 2 近年の制度改正の施行状況

### ①マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し(2018(平成30)年4月施行)

マクロ経済スライドによる調整をできるだけ早期に実施するために、現在の年金受給者に配慮する観点から年金の名目額が前年度を下回らない措置(名目下限措置)は維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までの未調整分(キャリーオーバー分)を含めて年金額を調整することとした。2019(令和元)年度の年金額改定は、未調整分を含むマクロ経済スライドによる調整を行った上で、2018年度から0.1%のプラス改定となり、前年度から持ち越された未調整分は、完全に解消した。なお、2020(令和2)年度の年金額改定は、マクロ経済スライドによる調整を反映させた上で、2019年度から0.2%のプラス改定となった。

## ②国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除(2019(平成31)年4月施行)

次世代育成の観点から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間(出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間)の保険料を免除することとし、免除期間については満額の基礎年金を保障することとした。年間約20万人の方が対象となる見込みであり、この費用については、国民年金第1号被保険者全体で負担し支え合う観点から、国民年金の保険料が月額100円程度引き上げられた(図表5-1-2)。

#### 図表5-1-2 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除(2019年4月施行) 次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間(出産予定日の前月から4か月間)の保険料を免除し、 免除期間は満額の基礎年金を保障する。(対象者:年間20万人程度の見込み) 【2019年4月施行】 この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ、国民年金の被保険者全体で対応する。 国民年金 【保険料負担】 【年金給付】 全額納付者 国庫負担分1/2 保険料分1/2 【現行の免除制度】 (免除) 国庫負担分1/2 (なし) (全額免除の場合) 産前産後期間の 保険料分1/2 (免除) 国庫負担分1/2 保険料免除者 (世帯所得にかかわらず免除対象) 第1号被保険者全体で負担 (月額100円程度の追加負担) 参考:厚生年金 国庫負担分1/2 保険料分1/2 厚生年金 全体で負担 国庫負担分1/2 【産休免除】 (免除) 保険料分1/2 (なし) 国庫負担分1/2 保険料分1/2 【3号被保険者】

# ③賃金の低下に合わせた年金額の改定ルールの見直し(2021(令和3)年4月施行)

少子高齢化が進む中で、現役世代の負担が過重なものとならないよう、現役世代の負担能力を示す賃金が変動する範囲内で年金額を改定するという基本的な考え方に立って、これまでも制度改正に取り組んできている。2004(平成16)年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合には、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されていたが、受給者への影響を考慮した例外的な取り扱いとして、賃金\*5と物価\*6がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、また、賃金のみマイナスの場合には、年金額を据え置くこととしていた。しかしながら、この例外を改め、将来世代の給付水準の確保のため、賃金が物価よりも低下する場合には、賃金の低下に合わせて年金額を改定するようルールを見直すこととした。

### 3 2020年改正法案と今後の制度改革の見通し

2019年8月27日に公表した2019年財政検証の結果を踏まえ、短時間労働者に対する被用

<sup>\*5 2</sup>年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得割合変化率を乗じて得た率。

<sup>\*6</sup> 前年の物価変動率。

者保険の適用拡大、高齢期の就労と年金受給の在り方等について社会保障審議会年金部会等において議論を行い、同年12月19日の「全世代型社会保障検討会議中間報告」に盛り込まれるとともに、同年12月27日の社会保障審議会年金部会において議論の整理を取りまとめた。

これらを踏まえ、被用者保険の適用拡大、受給開始時期の選択肢の拡大、在職老齢年金制度の見直し等を盛り込んだ「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」(以下「2020年改正法案」という。)を第201回通常国会に提出した(2020年5月29日に成立・同年6月5日に公布)。

### ①被用者保険の適用拡大

経済財政運営と改革の基本方針 2019 や成長戦略実行計画では、多様な就労・社会参加 を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度の実現を 目指すこととされている。

2016 (平成28) 年10月から、従業員数が501人以上の企業において、週に20時間以上働く等の一定の要件を満たす短時間労働者を対象に被用者保険の適用拡大が実施された。また、これに加え、適用拡大をより一層進める観点から、2017 (平成29) 年4月から、従業員数が500人以下の中小企業で働く短時間労働者についても、労使間での合意を前提に、企業単位で適用を可能とした。これらの改正により、2020年1月現在、501人以上の企業において約46万人が、500人以下の企業で約0.8万人が、新たに被用者保険の加入者となっている (図表5-1-3)。

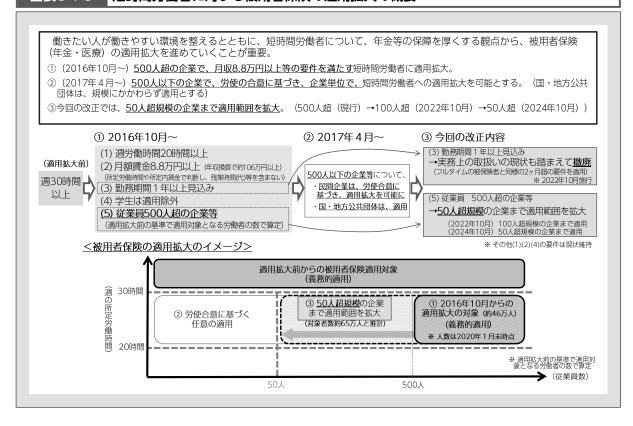
更なる適用拡大に向けては、2018年12月より、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲のあり方や、働き方の多様化等を踏まえた被用者保険の適用におけるその他の課題について検討を行うべく、関連分野の有識者や労働者・使用者団体からなる懇談会(「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」)を開催し、これまでの適用拡大の結果及び影響の検証を行うとともに、被用者にふさわしい保障の実現、働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築、社会保障の機能強化の観点から議論を行い、2019年9月20日に議論の取りまとめを行った。

そして、2019年財政検証結果を踏まえ、社会保障審議会年金部会等における議論を経て、2020年改正法案においては、短時間労働者に対する被用者保険の適用について、2022(令和4)年10月に100人超規模、2024(令和6)年10月に50人超規模の企業まで適用範囲を拡大することを盛り込んだ。また、5人以上の個人事業所の適用業種に弁護士・税理士等の士業を追加することも盛り込んだ。

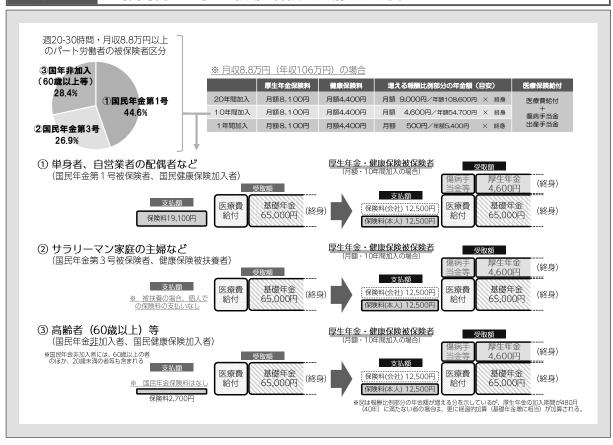
適用拡大により、国民年金第1号被保険者である短時間労働者が被用者保険加入となれば、国民年金保険料・国民健康保険料に代わり、厚生年金保険料・健康保険料を支払うこととなるが、この際、保険料の半分は事業主負担となる。また、将来、報酬比例部分の年金を受給できるようになるなど給付も充実する。また、国民年金第3号被保険者である短時間労働者(サラリーマン家庭の主婦(夫)など)が被用者保険加入となった場合には、保険料負担は新たに生じるものの、給付の充実に加えて、年収130万円の被扶養認定基準を意識せず働くことができるようになるメリットもある(図表5-1-4)。

なお、被用者保険の適用範囲については、改正法の検討規定において、次期財政検証の 結果を踏まえて更に検討を行うこととしている。

## 図表5-1-3 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要



### 図表 5-1-4 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の効果



### ②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

「経済財政運営と改革の基本方針」(2019年6月21日閣議決定)において、公的年金制度については、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備する取組みを進めるべく、公平性に留意した上で、繰下げ制度の柔軟化を図るとともに、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ在職中の賃金と年金を調整する仕組みである在職老齢年金制度等の見直しを行うこととされた。

2020年改正法案においては、在職定時改定の導入、在職老齢年金制度の見直し、年金の受給開始時期の選択肢の拡大等、を盛り込んだ。

在職中の年金受給の在り方の見直しの一環として、現在は、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定しているが、就労を継続したことの効果を早期に年金額に反映して実感していただけるよう、65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月に改定する在職定時改定制度を導入する。

また、60~64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度 (低在老)の支給停止の基準額を、現行の28万円から65歳以上の在職老齢年金制度(高 在老)と同じ47万円に引き上げる(図表5-1-5)。

受給開始時期の選択肢の拡大については、現在60歳から70歳の間となっているものを、60歳から75歳の間に拡大する。なお、現在、65歳からとなっている受給開始年齢は変更しない(図表5-1-6)。

なお、今回、高在老の見直しは議論の結果見送りとなったが、高齢期の就労と年金をめぐる調整については、「全世代型社会保障検討会議中間報告」や社会保障審議会年金部会の議論の整理において、年金制度だけで考えるのではなく、税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、今後とも検討していくべき課題であるとされている。

込み月収)

#### 図表5-1-5 在職老齢年金制度の見直し

#### 【見直し内容】 (令和4(2022)年4月施行) イメージ図(※)年金額は10万円と仮定 ○ 60~64歳の在職老齢年金制度(低在老)について、 ・就労に与える影響が一定程度確認されている 賃金と年 金月額の 合計額 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する 制度を分かりやすくする といった観点から、支給停止の基準額を<u>28万円</u>から、現行の65歳以上の 在職老齢年金制度(高在老)と同じ<u>[47万円]に引き上げる</u>。 男性は2025年度まで、女性は2030年度までの経過的な制度であるため、 賃金(ボーナス

見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。 →37万円

【60~64歳の在職老齢年金制度(低在老)】(2022年度末推計) (40~64歳の在職老齢年金制度(低在老)】(2022年度末推計) (40~64歳の在職老齢年金制度(低在老)】(40~1 [孫末期 が全版記解とよるより取びの)、 在職者無年曲制限による支給券上の対象とならない繰り上げた基準年金等を受給している

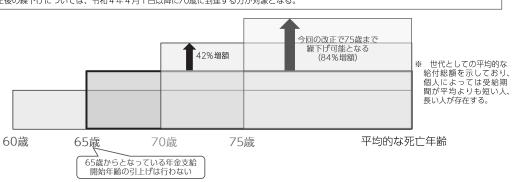
	見直し内容・考え方	支給停止対象者數 (※1)	うち全額支給停止の 対象者数(※2)	支給停止対象額	
現行	基準額は28万円  - 夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。 2000年改正当時のモデル年金順に、2003年度から応報顧制の施行を勘案して2004年度に設定。	(2022年度末推計) <b>約37万人</b> (在職受給権者の51%)	(2022年度末推計) 約16万人 (約22%)	(2022年度末推計) <b>約2,600</b> <b>億円</b>	
見値し	│ ・ 現役里子被保险者の平均日収(ボーナスを含む)を其準として設定 (真在老と同じ)	(2022年度末推計) <b>約11万人</b> (在職受給権者の15%)	(2022年度末推計) <b>約5万人</b> (約7%)	(2022年度末推計) 約1,000 億円	



: 高齢期の就労と年金の調整については、年金制度だけでなく、<u>税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、引き続き検討</u>していく。 Ж

#### 図表5-1-6 受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)の選択肢の拡大について

- 現在、公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額は減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を 開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額は増額(最大42%増額)となる。
- ・今回の改正で、この受給開始時期の上限を、70歳から75歳に引き上げる。75歳から受給を開始した場合には、年 金月額は84%増額となる。(令和4年4月施行)
  - ※繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。 ※繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。 ※改正後の繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

- ・繰上げ滅額率=0.5%\*×繰り上げた月数 (60歳~64歳) \*緩上げ滅額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.4%に改正予定。 ・繰下げ増額率=0.7%×繰り下げた月数 (66歳~75歳)

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率 (改正後)	△30% (△24%)	△24% (△192%)	△18% (△14.4%)		△6% (△4.8%)	-	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%	50.4%	58.8%	67.2%	75.6%	84%

## (3) 年金生活者支援給付金について

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が 低い方々を支援するため、月額5千円を基準とし、年金に上乗せして支給する「年金生活 者支援給付金制度」が、2019(令和元)年10月より施行された(初回の支払いは、10 月・11月分を12月に支給)。年金生活者支援給付金は、消費税率を10%に引き上げた財 源を基に支給される(2020(令和2)年度の支給基準額は、月額5,030円)(図表5-1-7)。

給付金の支給を受けるには、本人による給付金の認定の請求手続が必要である。なお、 日本年金機構では、2019(平成31)年4月1日時点に年金を受給中であり、かつ年金生 活者支援給付金の受給資格要件に該当する者に対して請求書(簡易な請求手続きとするた め、氏名等を記載いただき返送することで手続きが行える請求書)を2019年9月に発送 し、初回の給付を2019年12月に行った。今後も、対象と見込まれる方にはあらかじめ 請求書をお送りするなど、支給対象となる方に対して年金生活者支援給付金を着実に支給 する。

#### 図表5-1-7 年金生活者支援給付金について

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者(前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など)の生活を 支援するために、年金に上乗せして支給するものである。 【令和 2 年度基準額 年 60,360 円 (月 5,030 円)】

#### 高齢者への給付金(老齢年金生活者支援給付金)

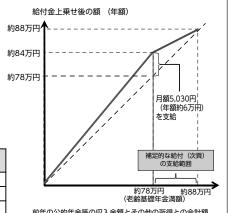
#### 【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額※1とその他の所得(給与所得や利子所得など) との合計額が、老齢基礎年金満額相当(約78万円)※2以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
  - ※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。
  - ※2 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。 令和2年7月までは779,300円。令和2年8月以降は779,900円。

#### 【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

- (1) 保険料納付済期間に基づく額 (月額)
  - =5,030円\*3×保険料納付済期間(月数)/480月
- (2) 保険料免除期間に基づく額 (月額)
  - =10,856円\*4×保険料免除期間(月数)/480月
  - ※3 毎年度、物価変動に応じて改定。
  - ※4 老齢基礎年金満額(月額)の1/6(保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合)。 ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額(月額)の1/12(5,428円)。

例:	保険料 納付済期間	保険料 全額免除期間	給付金額 (月額)	老齢基礎年金額 (月額)	老齢基礎年金額 +給付金額(月額)	
	480月	0月	5,030円	65,141円	70,171 円	
	240月	0月	2,515円	32,570円	35,085 円	
	360月	120月	6,487円	56,999円	63,486円	
	240月	240月	7,943円	48,856円	56,799円	



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額 (注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

#### 図表 5-1-7 年金生活者支援給付金について(つづき)

#### 高齢者への給付金(補足的老齢年金生活者支援給付金)

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件(支給要件の②)を満たさない者であっても 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※5までの者に対しては、 老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
- ※5 令和2年7月までは879,300円。令和2年8月以降は879,900円。
- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逓減する。

#### 障害者や遺族への給付金(障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金)

- 【支給要件】① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
  - ② 前年の所得\*\*6が、462万1,000円以下\*\*7であること ※6 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。
    - 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

障害等級2級の者及び遺族である者 ……5,030円\*\*8 (月額) 【給付額】

······6,288円\*\*8 (月額)

障害等級1級の者 ※8 毎年度、物価変動に応じて改定。

#### その他

- ・施行日……令和元年10月1日 (消費税率の10%への引上げの日)
- ・手続 ……本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ·費用 ·····全額国庫負担 (令和2年度予算額:約4,908億円)
- ・その他……各給付金は非課税。

## (4) 年金積立金の管理・運用

### ■ 1 年金積立金の管理・運用の概要

年金積立金の運用は、「積立金が、被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、 将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益の ために、長期的な観点から安全かつ効率的に行う」ことが法律で定められている。

2019(令和元)年財政検証で設定された複数の経済前提をもとに、各ケースに対応で きる長期の実質的な運用利回り(名目運用利回り-名目賃金上昇率)1.7%を運用目標と し、厚生労働大臣が定めた年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)の 中期目標において、「長期的に年金積立金の実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスク で確保すること」を定めている。これを受けて、GPIFにおいて、リターン・リスク等の 特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合 (基本ポートフォリオ)を定め、これに基づき年金積立金の管理・運用を行っている。

GPIFによる年金積立金の管理・運用は、運用受託機関等(信託銀行や投資顧問会社) に委託して行うほか、国内債券等の一部の資産については自家運用により行っている。

### 2 年金積立金の管理・運用の考え方

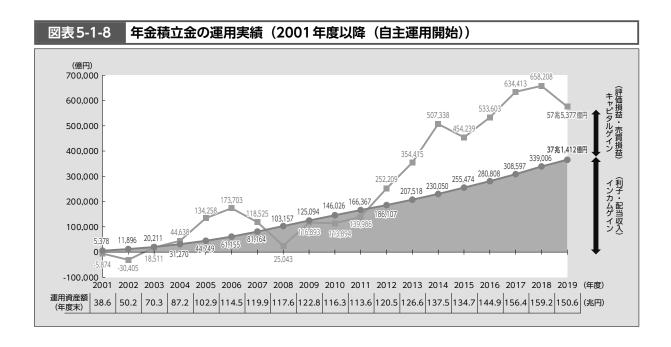
GPIFが管理・運用を行う年金積立金は巨額であるため、市場に与える影響に留意しつ つ、効率的な運用を行っていくことが必要である。また、概ね50年程度は取り崩す必要 がない資金であるため、一時的な市場の変動に過度にとらわれる必要はなく、長期的な観 点から運用収益を確保できるよう、長期目線に立った運用を行っていくことが必要であ る。

GPIF では、株式や外国債券を含め、国内外の様々な資産に分散投資を行っている。株

式は、短期的な価格変動リスクは債券よりも大きいものの、長期的に見た場合、債券よりも高い収益が期待できる。株式を長期保有する意味は、国内外の企業活動やその結果としての経済成長の果実を「配当」及び保有株式の「評価益」という形で取り込むことにある。また、外国債券は、為替変動による一時的な「ぶれ」は生じるものの、長期的に見た場合、国内債券よりも高い収益が期待できる。GPIFで重視しているリスクは、「市場の一時的な変動による短期的なリスク」ではなく、「年金財政上必要とされている運用収益が得られないリスク」であり、GPIFは、分散投資を行うことにより、「リスク」を抑制しながら、年金財政上必要な運用収益の確保を目指している。

### 3 年金積立金の運用状況

GPIFは、年度及び四半期の運用状況を定期的に公表している。GPIFの2019(令和元)年度の運用状況は、新型コロナウイルスの影響による内外株式市場の価格下落の影響から、収益率-5.20%(年率)、収益額-8兆2,831億円(年間)、運用資産額150兆6,332億円(2019年度末時点)となったが、自主運用を開始した2001(平成13)年度から2019年度までの累積では、収益率+2.58%(年率)、収益額+57兆5,377億円(うち利子・配当収入等のインカムゲインは37兆1,412億円)となっている。また、実質的な運用利回りは、2001年度以降の19年間の平均で2.39%となり、運用目標(実質的な運用利回り+1.7%)を上回っている(図表5-1-8)。



### 4 GPIFの取組み

2016 (平成28) 年の年金積立金管理運用独立行政法人法の改正に伴い、独任制から合議制への転換、「意思決定・監督」と「執行」の分離を目的として、2017 (平成29) 年10月、GPIF に経営委員会及び監査委員会が設置された。経営委員会は、重要事項に係る意思決定や執行部に対する監督を行っている。

また、GPIFは、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関を通じた「建設的な

対話」(エンゲージメント)等によるスチュワードシップ責任を果たすための活動や、財務的要素に加えて非財務的要素であるESG\*7を考慮した投資に取り組んでいる。

# 2 企業年金・個人年金制度の最近の動向について

## (1) 企業年金・個人年金制度の役割

企業年金・個人年金制度は、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度であり、公的年金に上乗せして加入するものである。多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、老後生活の基本を支える公的年金に加え、企業年金・個人年金の充実が重要である。

これらを踏まえ、企業年金・個人年金の加入率の向上を図るため、今まで以上に利用し やすい確定拠出年金制度や確定給付企業年金制度の整備に向けた取組みを進めている。

## (2) 企業年金・個人年金制度の見直しの検討について

2019 (令和元) 年6月21日閣議決定の成長戦略フォローアップでは、高齢期の長期化と就労の拡大・多様化等を踏まえた私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等について、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行うこととされている。これらを踏まえ、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、2019 (平成31) 年2月から企業年金・個人年金制度の見直しについて、議論を行い、同年12月25日に議論の整理を取りまとめた。

これらを踏まえ、2020年改正法案においては、公的年金の見直しに併せて、確定拠出年金の加入可能年齢の引上げや受給開始時期の選択肢の拡大(図表5-1-9)、確定拠出年金制度における中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型確定拠出年金(企業型DC)加入者の個人型確定拠出年金(個人型DC (iDeCo))加入の要件緩和(図表5-1-10)等を盛り込んだ。

#### 図表5-1-9 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

#### 1. 確定拠出年金 (DC) の加入可能年齢の引上げ (令和4 (2022) 年5月施行)

#### (1) 企業型確定拠出年金(企業型DC)

○ 企業が従業員のために実施する退職給付制度である企業型DCについては、現行は厚生年金被保険者のうち65歳未満のものを加入者 <u>とすることができる(60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる)が</u>、企業の高齢者雇用の状況に応じたより 柔軟な制度運営を可能とするとともに、確定給付企業年金(DB)との整合性を図るため、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加 入者とすることができるようにする。

#### (2) 個人型確定拠出年金(個人型DC (iDeCo))

- 老後のための資産形成を支援するiDeCoについては、現行は国民年金被保険者(第1・2・3号)の資格を有していることに加えて 60歳未満という要件があるが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、国民年金被保険者(※)であれば加入可能とする。 (※) 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

#### 2. 受給開始時期等の選択肢の拡大

- (1) 確定拠出年金 (企業型DC・個人型DC (iDeCo) ) (令和4 (2022) 年4月施行)
   DCについては、独立は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できるが、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大 に併せて、上限年齢を75歳に引き上げる。
- (2) 確定給付企業年金(DB) (公布日施行)
- DBについては、 - 般的な定年年齢を踏まえ、<u>現行は60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定できる</u> が、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、支給開始時期の設定可能な範囲を70歳までに拡大する。

#### 【DCの加入可能年齢の引上げと受給開始時期の選択肢の拡大】 <企業型DC>

現行は65歳未満が拠出可(65歳→70歳) 加入可能 受給開始時期 60歳 65歳 70歳 75歳 現行は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳) <個人型DC (iDeCo) > 現行は60歳未満が拠出可(60歳→65歳)

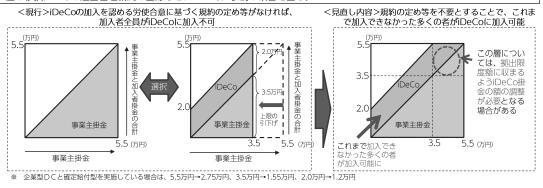


#### 図表 5-1-10 確定拠出年金の制度面・手続面の改善

- 1. 中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大(公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日に施行 ○中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、 業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛 金納付制度(iDeCoプラス)」について、制度を実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大する。
- 企業型DC加入者の個人型DC (iDeCo) 加入の要件緩和 (令和4 (2022) 年10月施行) 【下図参照】 〇企業型DC加入者のうちiDeCo (月額2.0万円以内) に加入できるのは、拠出限度額 (DC全体で月額5.5万円以内) の管理を 簡便に行うため、現行はiDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5 万円に引き下げた企業の従業員に限られている。ほとんど活用されていない現状にあることから、掛金の合算管理の仕組みを 構築することで(※)、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残 余の範囲内で、iDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるように改善を図る。 (※) 事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携で対応する。また、各加入者のiDeCo 掛金の拠出可能見込額について、企業型DCの加入者向けのウェブサイトで表示する。

#### その他の改善

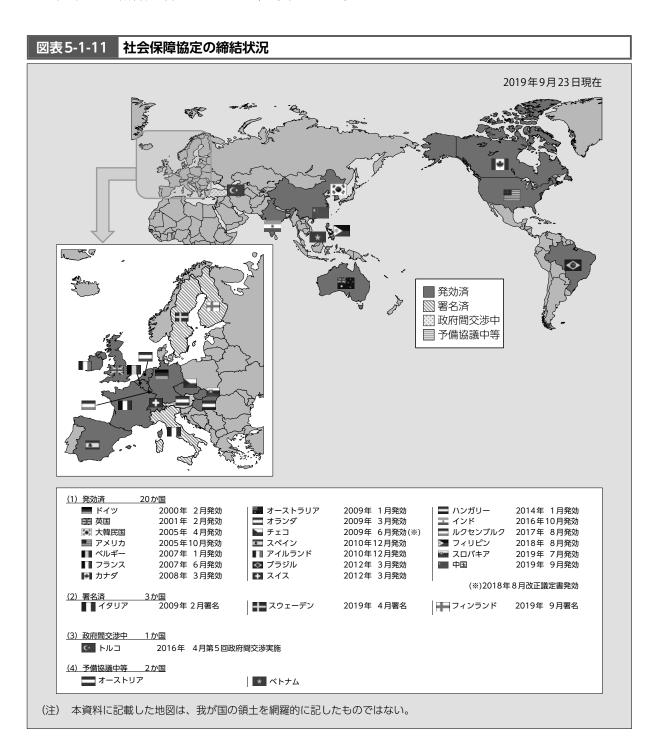
○企業型DCの規約変更、企業型DCにおけるマッチング拠出とiDeCo加入の選択、DCの脱退一時金の受給、制度間の年金資 産の移換、DCの運営管理機関の登録などについて、手続の改善を図る。



308

# 3 国際化への対応

海外在留邦人等が日本と外国の年金制度等に加入し保険料を二重に負担することを防ぎ、また、両国での年金制度の加入期間を通算できるようにすることを目的として、外国との間で社会保障協定の締結を進めている。2000(平成12)年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、2019(令和元)年9月の中国との間の協定に至るまで、現在、20か国との間で協定が発効している。また、現在、スウェーデン、フィンランド等と協定の発効に向けた準備を進めるとともに、トルコ、オーストリア及びベトナムとの間で協定に関する交渉又は協議を行っている。(図表5-1-11)。



我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、その相手国における在留邦人や進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額などの状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国とその相手国との二国間関係や社会保障制度の違いなどの様々な点を総合的に考慮した上で、優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。今後とも、政府として、社会保障協定の締結に向けた取組みを一層推進していくこととしている。

# 第2節

# 公的年金の正確な業務運営

# 1 日本年金機構について

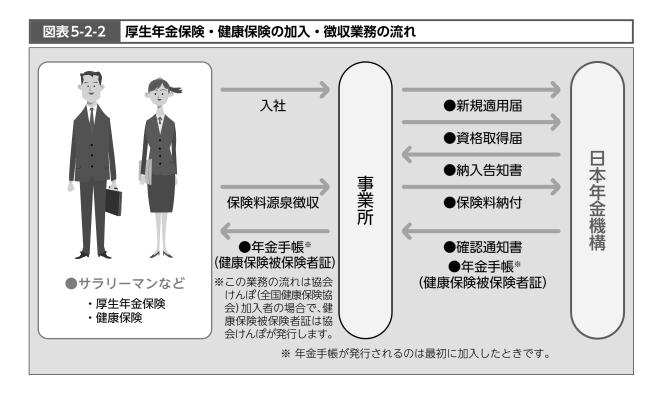
2010 (平成22) 年1月1日、旧社会保険庁が廃止され、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立された。

日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、国と密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とし、厚生労働省が定めた中期目標や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行ってきた。2019(令和元)年度からは、第3期中期目標(対象期間:2019(平成31)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までの5年間)及び中期計画に基づいて業務を実施している。

# 2 日本年金機構の取組み

日本年金機構においては、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金記録の管理、年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行するとともに、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている(図表5-2-1、図表5-2-2)。

# 図表 5-2-1 国民年金の加入・徴収業務の流れ 資格取得届作成 市区町村 加入などの手続き 書類送付 Þ 本年金機構 ●自営業者など 年金手帳\* (第1号被保険者) ※サラリーマン、公務員など 納付書 (第2号被保険者)、および サラリーマンなどの被扶養 配偶者(第3号被保険者) 保険料納入 以外 ※ 年金手帳が発行されるのは最初に加入したときです。



# (1) 国民年金の保険料納付率向上と厚生年金の適用促進

国民年金保険料の納付率は、かつては年々低下傾向にあり、2012(平成24)年度における最終納付率(2010(平成22)年度分保険料)は64.5%であった。このため、納付督励や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進等による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。2013(平成25)年度における最終納付率

(2011 (平成23) 年度分保険料) 以降は上昇傾向にあり、2019 (令和元) 年度における 最終納付率 (2017 (平成29) 年度分保険料) は、前年度から1.7ポイント増の76.3%\*8 となった。

また、控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の全ての滞納者に対する督促の実施(督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差押等の手続に入る。)について、2018(平成30)年度から取り組んだほか、悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図った。

厚生年金保険の適用促進については、雇用保険情報や法務省からの法人登記簿情報の提供に加え、国税庁から提供されている法人の源泉徴収義務者情報を活用し適用すべき事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことで、適用に結びつけている。2017年度からは、事業所の規模に応じて、計画的な適用促進対策を進めるとともに、地方自治体等が行う新規営業許可申請時等に社会保険の加入状況を確認し、仮に本来加入すべき事業所が加入していない場合には、その情報提供に基づき加入勧奨を行うことにより、2019年度においては、約9.1万事業所を適用した。

2020 (令和2) 年度においても、引き続きこれらの取組みを着実に進めている。

## (2) 年金給付や年金相談業務の改善

年金の給付については、年金請求書を受けつけてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして定め、達成率90%以上を維持するよう取り組んでいる。このほか、年金受給にできる限り結びつけていくための取組みとして、受給者の申請忘れ・申請漏れを防止するため、年金支給年齢に到達する直前に、年金請求書を本人宛に送付することや、69歳到達時に受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促すためのお知らせを送付すること等を行っている。

年金相談については、年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間の確保を図るため、毎週月曜日の受付時間延長、毎月第2土曜日の開所とともに、全ての年金事務所における予約制の実施、混雑時の相談ブースの増設や年金相談職員の配置等の対策に取り組んでいる。

お客様の声を反映させる取組みとして、各年金事務所への「ご意見箱」の設置、ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」コーナーの設置、「お客様満足度アンケート調査」等の実施など、お客様目線に立った業務改善に向けた取組みを行っている。

また、日本年金機構の毎年度の事業実績、お客様サービス向上の取組み、予算・決算などの情報をわかりやすくお客様に提供するため、毎年、年次報告書(アニュアルレポート)を作成している。

## (3) システムの改善やマイナンバー制度への対応等

### 1 システムの改善の取組み

公的年金関係の手続きは、紙による申請の他、CD・DVDによる電子媒体申請、電子政府の総合窓口(e-Gov)による電子申請が可能となっており、2020(令和2)年4月

<sup>\*8</sup> 国民年金保険料は過去2年分の納付が可能であり、上記の数値は2017年度分保険料の過年度に納付されたものを加えた納付率(最終納付率)。

からは、資格取得届等の一部手続についてGビズID(経済産業省が提供する、事業者が1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム)を活用したID・パスワード方式による電子申請を新たに開始した。特に電子申請については、年金事務所等へ出向く必要がなく、時間にとらわれず24時間いつでもどこからでもインターネットを使って手続きが可能となることから、近年、利用件数が増加している。また、2020年4月以降、資本金1億円を超える大法人等については、報酬月額算定基礎届等の一部手続の電子申請を義務化した。このため、日本年金機構では、電子申請の対象届書の拡大や利用方法を紹介する動画やパンフレットを作成するなど電子申請の更なる利用環境の改善や利用促進に、セキュリティにも配慮しつつ取り組んでいる。

また、国民年金・厚生年金保険等の被保険者の適用、各種保険料の徴収、年金給付等の 各種給付等に使用する社会保険オンラインシステムについては、日本年金機構への届書の 処理に要する期間の短縮・処理遅延の防止、ペーパーレス化、運用コストの削減などを目 的として、その刷新に向けた取組みを行っている。

### 2 マイナンバー制度への対応

日本年金機構におけるマイナンバー制度への対応については、2017(平成29)年1月から相談・照会業務におけるマイナンバーの利用、2018(平成30)年3月からマイナンバーによる各種届書の提出などが既に実施されている。

マイナンバーを活用した年金関係の情報連携については、日本年金機構から地方公共団体等への情報照会は、2019(令和元)年7月から順次本格運用へ移行している。また、地方公共団体等から日本年金機構への情報照会は、2019年10月から順次本格運用へ移行している。

年金関係の情報連携の本格運用が開始された場合には、年金関係の手続を行う際の課税 証明書等の添付や各種手当の申請を地方公共団体等に行う場合の年金関係書類の添付が不 要となり、国民の負担が軽減するとともに、行政機関の事務の効率化が図られる。

# (4) ねんきんネットとねんきん定期便について

## 11「ねんきんネット」の機能改善と利用促進

2011 (平成23) 年2月から、日本年金機構において、ご自身の年金記録などをパソコンやスマートフォンで24時間いつでも手軽に確認できる「ねんきんネット」のサービスを提供している。

「ねんきんネット」では、お客様サービスの向上を図るため様々な機能を提供しており、現在と今後の働き方や収入、期間等の条件を設定した場合の年金見込額の試算や、電子版の通知書の閲覧、原本が必要な場合における通知書の再交付申請などを行うことができる。

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンから日本年金機構のウェブサイトにアクセスし、登録を行うことで利用が可能となり、ユーザID取得者数は、2020(令和2)年3月末現在、578万人となっている。

また、2018(平成30)年10月から、マイナポータルとの属性連携機能を新たに構築 し、マイナンバーカードがあれば、「ねんきんネット」に登録していなくとも、マイナ ポータルからアクセス可能としている。

加えて、2020年1月から、「ねんきんネット」の画面デザインについて、お客様のお探 しの情報が見つけやすくなるよう改善するとともに、スマートフォン版「ねんきんネット」にも、電子版の通知書の閲覧機能等の追加を行っている。

## 2 「ねんきん定期便」の見直しについて

国民年金・厚生年金保険の全ての現役加入者に毎年誕生月に送付する「ねんきん定期便」について、記載内容を見やすく分かりやすくし、公的年金制度のポイントを周知するため、2019(平成31)年4月から以下の見直しを行っている。

- ・文字を減らして大きくし、イメージ図を活用して、見やすく改善
- ・年金の受給開始時期は、60~70歳の間で選択できることを明記
- ・年金の受給開始時期を70歳まで遅らせた場合、65歳と比較して年金額が最大42%増加することがわかるイメージ図を表示
- ・節目年齢(35歳、45歳、59歳)に送付する封書の「ねんきん定期便」には、新たに繰り下げ受給のメリット等を分かりやすく説明したリーフレットを追加

また、2020年4月から50歳以上の「ねんきん定期便」について、受給開始年齢を70歳まで繰り下げた場合のイメージ図に年金見込額を追加している。

## (5) 年金給付に係る事務処理誤り等の総点検を踏まえた対応

日本年金機構では、振替加算の支給漏れに係る公表を契機として、「年金給付適正化プロジェクトチーム」を設置し、年金給付に係る事務処理誤り等の総点検を行い、その結果を2017(平成29)年12月20日に開催された社会保障審議会年金事業管理部会において公表した。

この総点検において、約10,000件の事務処理誤り報告、約6,000件の「お客様の声」、約1,000種類のリストの点検を短期間に集中的に実施し、2018(平成30)年度において、システム的に対象者の特定が可能な24事象について、対象者を特定の上順次支払い等の対応を実施するとともに、システム機能の強化や研修の強化など再発防止に取り組んだ。あわせて、取扱いルールを徹底することにより再発防止を図る9事象については、マニュアルに基づく事務処理の徹底や給付業務研修強化室の設置による研修の強化を図った。

# (6) 年金からの源泉徴収に係る事案と外部委託の見直しについて

日本年金機構は、所得税法の規定に基づき、所得税等が課税される年金(老齢年金)について、受給者から「扶養親族等申告書」の提出を受けるとともに、この申告内容に基づき、所得税等の源泉徴収を行っている。

申告書の提出があったにもかかわらず、日本年金機構の委託事業者における入力漏れ・入力誤りにより、本来支払われるべき年金額が正しく支払われなかった方がいたため、2018(平成30)年4月支払い等において、必要な年金額の調整を行った。また、本事案を受けて発出した厚生労働大臣による業務改善命令を踏まえ、日本年金機構において外部委託の方法について、

・業務の性質に応じて機構が用意した場所で業務を行う「インハウス型委託」の推進

- ・年金個人情報を取り扱い、業者の履行能力の見極めが必要なものは総合評価落札方式の 適用を原則化
- ・年金個人情報を扱う外部委託の調達は、全省庁統一資格の本来等級の適用を原則化する等の見直しを行うとともに、引き続きわかりやすい申告書様式を送付する対応を行った。あわせて、高齢者の負担軽減の観点から、税制改正要望を行い、2020(令和2)年からは扶養親族等申告書の提出がなくても、公的年金等控除・基礎控除相当が適用されるとともに、通常の5%の税率が適用されることとなった。

## (7) 障害年金について

障害年金については、2018 (平成30) 年12月に関係省令及び告示を改正し、2019 (令和元) 年夏から、以下のとおり、受給者の利便性の向上等のための事務の改善に取り組んだ。

障害年金制度においては、受給者の症状に応じて定期的に障害の状態の再認定を行うこととしており、再認定を受ける場合は、原則として、受給者は誕生月に作成された診断書 (障害状態確認届)を提出することとしている。この診断書の提出については、誕生月に 医師又は歯科医師の診察を受けられない場合があることや、提出期限までに作成が間に合わない場合があることなどから、作成期間の拡大を求める意見が寄せられていたことを踏まえ、診断書の作成期間を「誕生月当月のみ (1か月間)」から「誕生月の前々月から誕生月までの間 (3か月間)」に拡大した。

なお、20歳前の傷病による障害基礎年金の受給者に係る診断書の作成期間については、一律に7月としていたが、医療機関において診断書の作成依頼が集中し、期限までに提出できない場合があるなどの意見を踏まえ、他の障害年金の受給者と同様に、「誕生月の前々月から誕生月までの間(3か月間)」に変更・拡大した。

また、20歳前の傷病による障害基礎年金の受給権者については、毎年7月末日までに 市区町村が証明した所得状況届の提出を求めていたが、改正後は、原則として、日本年金 機構が受給権者の所得情報を市区町村から直接取得することとし、受給権者に所得状況届 の提出を求めないこととした。

# (8) 情報セキュリティ対策の推進

2015 (平成27) 年6月1日に発生した、日本年金機構における外部からの不正アクセスによる情報流出事案をきっかけとして、厚生労働省及び日本年金機構においては情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいる。

具体的には、厚生労働省において、2015年9月18日に取りまとめた「情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革」に基づく再発防止策に取り組むとともに、日本年金機構においては、2015年12月9日に策定した業務改善計画に基づき、2016(平成28)年度から2018(平成30)年度までの3年間を集中取組期間と位置づけ、業務改善計画に基づく改革を進めてきた。この中で、情報セキュリティ対策の強化については、

- ・情報管理対策本部や機構CSIRT(シーサート)などの設置
- ・年金個人情報に対して攻撃が及ばないシステムとするため、独立したインターネット環境を構築し、年金個人情報を管理・運用する領域を基幹システムに限定

・情報セキュリティポリシーの整備、情報セキュリティ研修の実施、監査体制の整備 などの、組織面、技術面、業務運営面のそれぞれについての対策を講じており、国民の 重要な年金個人情報を安全かつ適切に取り扱うための取組みを進めてきた。

今後は、これまでに講じた情報セキュリティ対策を維持・徹底した上で、外部からの攻撃手法の多様化かつ巧妙化など、外部の環境変化や情報技術の進展に応じて、継続的に情報セキュリティ対策の見直しを行っていくこととしている。

# 3 年金記録問題への取組みとご自身による年金記録確認の推進

年金記録問題については、2007(平成19)年7月に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で決定した「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を踏まえ、日本年金機構と密接に連携しながら、様々な取組みを進めてきた。

その結果、ご本人に記録を確認していただく「ねんきん特別便」等の送付により、約5,095万件の未統合記録について、約3,272万件(2020(令和2)年3月現在)の記録が解明された。

また、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」 (平成26年法律第64号。以下「年金事業運営改善法」という。)において、年金記録が 誤っている場合の訂正請求手続の創設、事務処理誤りにより保険料納付ができなかった者 についての事後的救済手続の創設等が行われた。

## (1) 未解明記録の解明のための取組み

未解明記録の解明に向けた取組みとして、「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」等により判明した記録のお知らせに未回答である受給者に対して、2015(平成27)年度末までに文書、電話及び訪問による勧奨(個別アプローチ)を実施し、これに対して回答のあった方の記録確認及び記録訂正を行った。

また、過去に年金事務所に相談に来られた際には記録を発見できなかった方に対するサンプル調査を2015年から2016(平成28)年にかけて実施し、本人のものと確認できた未解明の記録(未統合記録)が判明したケースごとに分類を行った上で、その費用対効果が高いケース等について、2017(平成29)年から再調査を実施した(2019(平成31)年4月末に終了)。

さらに、2017年8月から開始された受給資格期間の短縮に係る制度周知と併せて、文書により未統合記録の確認の呼びかけを実施、加えて2018(平成30)年から「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」等の未回答者に対する未統合記録のお知らせ通知を送付している。

# (2) 基礎年金番号の整備

年金記録を正確に管理するためには、一人に対して一つの基礎年金番号を確実に付番 し、適切に管理する必要がある。

基礎年金番号の重複付番の発生を防止するため、資格取得届において基礎年金番号の記載がなく、かつ、対象者の氏名、性別及び生年月日と一致する記録に対応する基礎年金番号が既に存在すると考えられる場合は、仮基礎年金番号の付番により別管理し、照会票に

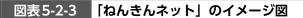
より本人確認を行った上で、基礎年金番号を付番するという取組みを行っている。

2018 (平成30) 年3月からは、資格取得時にマイナンバー又は基礎年金番号を記載い ただくことで本人確認を行い、マイナンバー等の記載がない場合、資格取得届に記載され た氏名や住民票住所により本人確認を行うことで、基礎年金番号の重複付番の新規発生防 止を図っている。

## (3) ご自身による年金記録確認の推進

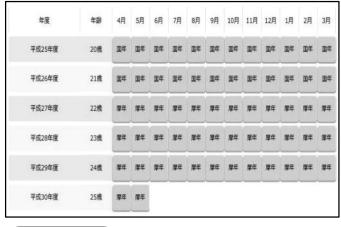
年金記録は、国(日本年金機構)において正確な管理を徹底するとともに、ご本人自身 にも確認いただき、なるべく早い時点で記録の「もれ」や「誤り」を申し出ていただくこ とも重要である。

そのため、毎年誕生月に送付している「ねんきん定期便」では、年金加入期間、年金見 込額、保険料納付額のほか、最近の月別状況として直近1年間の国民年金の納付状況や厚 生年金保険の標準報酬月額等をお知らせしている。また、節目年齢の方には封書形式で全 ての加入記録をお知らせし、ご本人に年金記録をチェックしていただいている。一方、 「ねんきんネット」では、ご自身の年金記録の「もれ」や「誤り」を見つけやすいよう、 年金に加入していない期間や標準報酬月額の大きな変動など、確認すべきポイントについ てわかりやすく表示している(図表5-2-3)ほか、自身の年金記録の確認だけでなく、持 ち主がわからない未統合記録を検索することができる。

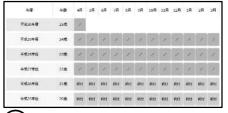


#### ■画面イメージ

# 各月の年金記録



#### 2 国民年金加入記録



#### 3 厚生年金保険加入記録

<b>他の先の名称:</b> ○○株式会社 一種じる		
据基础对用的表更·维制日与年月	原生年金基金	##6回月15 ·
平成27年 4月	基金成人	190,000F
平成27年 7月	1227	R5 109,000F
平成27年 9月	Menta	200,000

#### 確認できる記録

- ①各月の年金記録(全ての加入期間について、月別にどの制度に加入していたかを一目で確認)○国民年金加入記録、厚生年金保険加入記録、船員保険加入記録、共済年金加入記録 等
- ②国民年金加入記録(国民年金の詳細な記録を確認)
  - 国民年金の加入月数 各月の納付状況 ○ ○ 合除制度、学生納付特例制度、納付猶予制度の適用期間など、追納可能な月数と金額 等
- ③厚生年金保険加入記録(厚生年金の詳細な記録を確認)
  - ○資格取得・喪失年月日 ○お勤め先の名称 ○標準報酬月額・標準賞与額 等 )厚牛年金の加入月数

## (4) 年金記録の訂正手続

2014(平成26)年6月に年金事業運営改善法が公布されたことにより、総務省に設置された年金記録確認第三者委員会におけるあっせんの仕組みに代わり、年金制度の手続として年金記録の訂正を請求する仕組みが創設された。

具体的には、年金記録の「訂正請求」がされた場合には、厚生労働省(地方厚生(支) 局長)は、様々な関連資料や周辺事情を収集・調査し、最終的に、国民の立場に立って、 公平・公正な判断を行う地方審議会の審議結果に基づき、訂正・不訂正等の決定を行うこ ととなった。この「訂正請求」の手続が法律に規定されたことにより、地方厚生(支)局 長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことや決定の取消 を求める訴訟を提起することが可能となった。

これにより、年金に加入している方(過去に加入していた方を含む。)やご本人が亡くなっている場合のご遺族の方は、国民年金及び厚生年金保険の年金記録に誤りがあると思ったときは、厚生労働大臣に対し訂正を請求することができるようになり、2015(平成27)年3月1日から年金事務所で受付を始め、各地方厚生(支)局において処理を進めている。

2020 (令和2) 年2月末時点で年金事務所が受けつけた訂正請求の件数は25,998件 (国民年金事案2,507件、厚生年金保険事案23,491件)となっている。受けつけた件数のうち、24,521件の処理が完了しており、18,380件(地方厚生(支)局で訂正決定したもの4,580件、日本年金機構で記録訂正したもの13,800件)の年金記録が訂正されている。

# 第3節 年金広報の取組みについて

公的年金制度の意義や役割、年金財政、各種手続等についての理解促進を図っていくため、様々な機会や媒体を活用し、情報の受け手の属性やライフスタイル等に応じ、一体的な情報発信を行うことで周知・広報の強化に努めている。また、多様な生き方、働き方に対応するとともに、高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給のあり方や年金記録の確認等について国民の目線に立った分かりやすい情報提供による周知が求められている。

2019 (令和元) 年より、年金局において、年金広報について技術的な助言を得ることを目的として有識者等からなる年金広報検討会を開催しており、年金広報事業について取り組みを進めている。

# **1** 年金ポータルの開設

自分のライフスタイルや日常生活の中のさまざまなシーンに合わせて、年金の仕組みや手続きについて調べるための入口として、2019(平成31)年4月に厚生労働省のホームページに「年金ポータル」を開設した。

# 2 年金エッセイの募集、年金広報コンテスト

日本年金機構において2010(平成22)年度より、公的年金制度の普及・啓発活動の一環として、公的年金をテーマにエッセイを募集し、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞等の作品を選定している。

また、厚生労働省では、次世代を担う若い世代の方々と一緒に年金について考えることを目的として、2019 (令和元)年度に初めて「令和の年金広報コンテスト」を実施した。本コンテストは、①ポスター部門、②動画部門、③自由形式部門の3部門からなり、最優秀賞としてそれぞれの部門別に厚生労働大臣賞を授与した。



第1回「令和の年金広報コンテスト」 ポスター部門 厚生労働大臣賞受賞作品

# 3 年金セミナー等について

日本年金機構では、年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、自治体、地域の関係団体、年金委員と連携し、地域、企業、教育の場などにおいて、年金制度説明会や年金セミナー等を実施し、地域に根ざした周知・啓発活動に取り組んでいる。

また、厚生労働省では、学生と厚生労働省職員が年金について語り合うことを通して、 学生に年金について考えていただくとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政に 活かしていくことを趣旨として年金対話集会を開催している。2019(令和元)年度は全 国6の大学において開催した。

# 4「年金の日」について

厚生労働省と日本年金機構では、2014(平成26)年から「11月30日」(「いいみらい」の語呂合わせ)を「年金の日」と定め、その趣旨に賛同いただいた団体等と協働した取組みにより、「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかけている。また、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、様々な普及・啓発活動を行っている。